

市第 135 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
及び横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の
一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜
市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
及び横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の
一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次、第16条、第20条第 2 項、第12章の章名、第95条、第96条
第 1 項及び第97条（見出しを含む。）中「情緒障害児短期治療施
設」を「児童心理治療施設」に改める。

第98条第 1 項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療
施設」に、「当該情緒障害児短期治療施設」を「当該児童心理治
療施設」に改め、同条第 2 項中「情緒障害児短期治療施設」を「
児童心理治療施設」に改める。

第99条及び第 100 条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心

理治療施設」に改める。

附則第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の法第43条の2の情緒障害児短期治療施設であって、改正法附則第6条の規定により改正法第2条の規定による改正後の法第43条の2の児童心理治療施設とみなされたもの」に改める。

（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正）
第2条 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(~~上段 改正案~~
下段 現 行)

目次

(第1章から第11章まで省略)

第12章 児童心理治療施設 (第95条—第100条)
情緒障害児短期治療施設

(第13章から第15章まで及び附則省略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(苦情への対応)

第20条 (第1項省略)

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってこれらの施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(第3項及び第4項省略)

第12章 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第95条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(第1号から第4号まで省略)

(職員)

第96条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(第2項から第6項まで省略)

(児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第97条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設の長の資格等については、第28条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「小児保健」とあるのは、「精神保健又は小児保健」と読み替えるものとする。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第98条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなけれ

ばならない。

(自立支援計画の策定等)

第99条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設における自立支援計画の策定、業務の質の評価等及び児童と起居をともにする職員については、第31条、第32条及び第62条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第29条第1項」とあるのは「第98条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第32条中「第37条」とあるのは「第43条の2」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第100条 児童心理治療施設
情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、福祉保健センターその他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

附 則

(第1項から第3項まで省略)

- 4 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第42条の知的障害児施設若しくは旧法第43条の2の盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第34条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第35条第3項若しくは第4項の規定に基づき新法第42条第1号の福祉

型障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「情緒障害児短期治療施設改正法」という。）第2条の規定による改正前の法第43条の2の情緒障害児短期治療施設であって、改正法附則第6条の規定により改正法第2条の規定による改正後の法第43条の2の児童心理治療施設とみなされたもの又は児童自立支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第25条第2号、第26条第2号、第34条第2号若しくは第3号、第55条第2号（第101条第2項において準用する場合を含む。）、第64条第7号又は第95条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第5項及び第6項省略）

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第2条 （第1項及び第2項省略）

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親（以下「小規模住居型児童養育事業を行う者等」という。）以外のものをいう。

（第1号、第2号及び第4項から第6項まで省略）